

横浜市私立幼稚園等 はまっ子広場事業 新規実施園を募集します

<申請期間>

令和8年10月1日(木)

～令和8年 10月30日(金)

はまっ子広場

事業とは？

- 幼稚園等の園庭、園舎を開放することで、地域の未就園児とその保護者が、安全に楽しく遊んで過ごせる場や、保護者同士が交流、情報交換できる場を提供することを目的とした事業です。
- 事業実施メニューに応じて、補助金を交付します。

【1 募集概要】

- **対象園** 横浜市内にある私立の幼稚園（私学助成、施設型給付）、幼稚園型認定こども園
※近隣の親子の居場所の配置状況や子育て家庭の増減状況などから、新設が望まれている地域にある園を優先的に選定します。
※令和9年4月に幼保連携型認定こども園に移行が決定している園につきましては対象外とします。
- **募集対象事業** 常設園 4園
※現在、非常設園で実施している園も応募できます。
- **事業実施場所** 選定された園の園庭・園舎等で実施していただきます。
- **事業開始時期** 令和9年4月
- **補助額**
必須事業として、通常期の園庭・園舎（1日2時間以上）及び、地域の親子を対象とした事業（年10回以上）を実施します。事業の組合せに応じて、年間100万円を上限として補助金を交付します。

事業の組合せ(常設メニュー)	実施回数の基準	補助金額の上限額
(必須事業) 1 通常期の園庭・園舎開放(1日2時間以上)	週3日	300,000円
(選択事業) 2 長期休業中の園舎開放(1日2時間以上)	春夏冬で20日以上	200,000円
(必須事業) 3 地域の親子を対象とした事業	年10回以上	200,000円
(選択事業) 4 育児講座・育児相談会	年5回以上	100,000円
(選択事業) 5 地域の親子を対象とした事業 (育児講座・育児相談会を含めることも可)	年20回以上 (必須の回数を含む)	200,000円

※選択事業の長期休業中の園舎開放については、開放できる室内（教室やホール）を必ず用意する必要があります。

【2 申請方法・選考について】

- 申請期間 令和8年10月1日(木)～令和8年10月30日(金)
- 選定方法 書類審査・実地調査
- 申請方法 募集要項及び応募書類については、申請開始日までに横浜市ホームページにて掲載します。

【3 交流保育・育児講座等地域の親子を対象とした事業について】

(1) 地域の親子を対象とした事業（必須事業・選択事業）

必須事業として実施回数の基準（年10回以上）を満たす必要があります。また、選択事業を選択した場合は、必須事業の実施回数の基準（年10回）を含めて、年20回以上実施する必要があります。

年20回以上の実施回数には、育児講座・育児相談会を含めることもできます。

入園希望者、在園児、また在園児のきょうだいのみを対象として実施するのは補助対象外です。

(参考)

幼稚園等のさまざまな行事参加や、 在園児と交流をします。（交流保育）	・運動会 ・移動動物園 ・クリスマス会 ・プール遊び ・餅つき ・いもほり など
親子で一緒に遊べる教室等を開催します。 （親子教室）	・親子体操 ・リトミック ・製作、工作 ・クッキング ・手遊び など
子育て中の保護者が、こどもと一緒に 楽しめる音楽会や観劇会を開催します。	・人形を使った劇 ・わらべ歌・親子参加型の音楽会 など

(2) 育児講座・育児相談会（選択事業）

実施回数の基準（年5回以上）を満たす必要があります。

園長や常勤（正規）職員による講座、相談の場合も実施回数に含めることができますが、その場合の人員費は原則として補助対象外です。育児講座・育児相談会の実施回数（年5回以上）の基準を満たしている場合、当該事業に係る経費を差し引いた金額を、地域の親子を対象とした事業に上乗せすることができます。

入園希望者、在園児、また在園児のきょうだいのみを対象として実施するのは補助対象外です。

(参考)

育児に関するさまざまな講座、講演を 開催します。	外部講師等を招いての講座、講演会 （テーマ） 発達支援、子育て全般、食に関すること、 離乳食、歯科など健康に関すること など
開催日、開始時期、定員等の設定をして 子育てに関する相談会を開催します。	臨床心理士、看護師、栄養士による相談 など

ご不明点は下記担当までお問合せください。

【担当】 横浜市こども青少年局保育・教育運営課 幼児教育係

TEL：045-671-2085

eメール：kd-yojihoyokin@city.yokohama.lg.jp